

令和4年(行ウ)第22号 損害賠償請求事件(住民訴訟)

原告 江本浩二 外58名

被告 沼津市長 頼重秀一

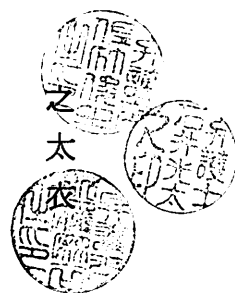
準備書面 (1 1)

令和8年2月2日

静岡地方裁判所民事第2部合議C係 御中

原告ら訴訟代理人弁護士
同 弁護士
同 弁護士

佐 竹 俊
石 井 光
近 藤 麻



令和8年1月16日付被告第7準備書面において、前日期日で裁判官より釈明のあった静岡県環境影響評価条例附則第3項、第4項の本件新中間処理施設事業の適用の有無の回答がされており、適用されないとしているが、その理由として「中間処理施設整備事業は、条例対象事業ではないため」とある。

これまでの経緯から、本件新中間処理施設事業は、条例上はアセス対象事業であり、静岡県もこれを前提に沼津市の問い合わせに回答しているはずであるが、被告第7準備書面は、そもそも条例の適用がない事業であると読めるため、この点について早期に釈明を求める。

以上